公職選挙法の一部改正により選挙公営制度が拡大されました

問選挙管理委員会　☎内線228

町村議会議員や町村長の選挙における立候補に係る環境の改善のため公職選挙法が改正されました。町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布が解禁されるとともに供託金制度が導入され、併せて町村の条例を定めることにより、町村議会議員選挙及び町村長選挙における候補者の選挙運動用自動車の使用、ビラとポスターの作成費用について選挙公営（公費負担）ができることとされました。

●立候補時の供託金額

町村議会議員選挙	なし⇒15万円（供託金導入）
町村長選挙	50万円

●選挙運動で頒布可能なビラの枚数（法定枚数）

町村議会議員選挙	不可⇒1,600枚（頒布解禁）
町村長選挙	5,000枚

●条例に定める公費負担

大磯町議会議員及び大磯町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例が、令和２年12月議会で可決され施行されました。今後執行される町議会議員選挙、町長選挙から適用されます。候補者は立候補届出時に町選挙管理委員会に所定の届出をすることにより、選挙運動に要した次の費用について、条例に定める限度額の範囲内で町の公費負担を受けることができるようになります。

公費負担の対象と限度額		
１ 選挙運動用自動車の使用		
一般運送契約（タクシーやハイヤー貸切）の場合		
	選挙運動用自動車の使用	各日64,500円以内で選挙運動期間中に使用した合計金額（１日につき１台に限る） ・合計５日間で322,500円以内
一般運送契約以外（個別契約）の場合		
	自動車の借入れ	各日15,800円以内で選挙運動期間中に使用した合計金額（１日につき１台に限る） ・合計５日間で79,000円以内
	燃料の供給	7,560円に選挙期間の日数を乗じて得た金額以内で選挙運動期間中に供給した合計金額 ・合計５日間で37,800円以内
	運転手の雇用	各日12,500円以内で選挙運動期間中に従事した合計金額（１日につき１人に限る） ・合計５日間で62,500円以内
２ 選挙運動用ビラの作成		１枚当たり７円51銭以内で法定枚数以内で作成した合計金額 ・町議選は1,600枚で12,016円以内 ・町長選は5,000枚で37,550円以内
３ 選挙運動用ポスターの作成		１枚当たり4,961円(※)以内でポスター掲示場の数以内で作成した合計金額 (※ポスター掲示場が70か所の場合) ・合計70枚で347,270円以内

※条例に定める単価等の金額、算定方法は公職選挙法施行令の規定に準じています。

※供託物没収点（町議選は有効投票の総数を議員の定数で除した数の10分の１、町長選は有効投票の総数の10分の１）に達する得票を得られない場合は、これらの公費負担を受けることはできません。

※選挙運動用自動車の公費負担は一般運送契約（タクシー貸切等）か、自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用を個別に契約する場合の、いずれかの方式を選択します。

投票所・期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の交替制度を導入します

大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が、令和２年12月議会で可決され施行されました。選挙の執行に従事する者の報酬を選挙執行経費基準法に合わせるとともに、投票管理者、投票立会人の報酬額を投票所及び期日前投票所で従事した時間に応じて選挙管理委員会が按分計算して支給できるようになりました。これにより、従来の一日を通じて従事するほか複数の人で半日ずつ従事することなどが可能となります。今後執行される選挙から適用されます。

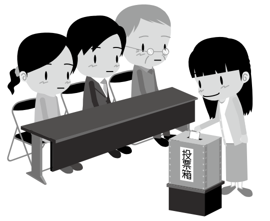

消防情報ダイヤル　☎(61) 5151

消防車の出動情報、休日当番医情報は、こちらで確認してください。問 消防署　☎(61) 0911